

有田市地球温暖化防止実行計画
(事務事業編)

令和6年12月
有田市

■目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
3. 基本的事項	3
(1) 目的	3
(2) 対象とする範囲	3
(3) 対象とする温室効果ガス	3
(4) 計画期間	3
(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ	4
4. 温室効果ガスの排出状況	5
5. 温室効果ガスの排出削減目標	6
6. 目標達成に向けた取組	6
(1) 取組の基本方針	6
(2) 具体的な取組内容	6
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	10
(1) 推進体制	10
(2) 実施状況の点検及び公表	10
(3) 進捗状況の公表	10

1. はじめに

地球温暖化による気候変動の影響は、大規模な山火事や干ばつの発生など、世界的なニュースとなり年々大きくなっています。国内においても、線状降水帯や台風、ゲリラ豪雨等の極端な大雨、それに伴う洪水被害、最高気温の大幅な上昇による熱中症患者の増加等、その影響の大きさを実感することが増えてきました。

気候変動は、地球上の人類・生物の存続を脅かす最大の危機であることから、2015年（平成27年）に合意されたパリ協定を受け、国は、「2050年カーボンニュートラル」を2020年（令和2年）に宣言し、「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロの脱炭素社会の実現」を目指すことを表明し、中期目標として、2030年度には温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指しています。また、和歌山県においても、第5次県環境基本計画が策定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

有田市においても、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、その実現に向け取り組み、推進していきます。

本計画は、削減目標や施策を定め、温室効果ガスの削減を更に加速させるため、策定したものです。

令和6年（2024年）12月

2. 背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

国際的な動きとしては、2015年11月から12月にかけて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、法的拘束力のある「パリ協定」が採択されました。同協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡」を掲げています。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分に下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年までに正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

我が国では、2020年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律では、区域施策編に関する新たな施策目標の追加や地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。同法では、市町村において区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で46%減とすることを目指し、さらには、50%の高みに向け挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されました。併せて、政府がその事務・事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

有田市においても、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

3. 基本的事項

(1) 目的

有田市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）（以下「有田市事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、有田市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し温室効果ガス排出量を削減することを目的として策定するものです。

また、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現」に取り組んでいきます。

(2) 対象とする範囲

有田市事務事業編の対象範囲は、有田市が直営する事務・事業とします。外部への委託等により実施する事務及び事業については、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものは、受託者に対して必用な協力を要請します。

(3) 対象とする温室効果ガス

有田市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質とされていますが、市の管轄する事務及び事業から排出される温室効果ガスに占める割合が小さいため、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

(4) 計画期間

基準年度は、2019年度とし、2024年度から2030年度末までを計画期間とします。また、必要に応じて計画の見直しを行います。

項目	年 度									
	2019	…	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準 年度		計画 期間						目標 年度	
計画期間										

表1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ

有田市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体
実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画及び有田市長
期総合計画に即して策定します。

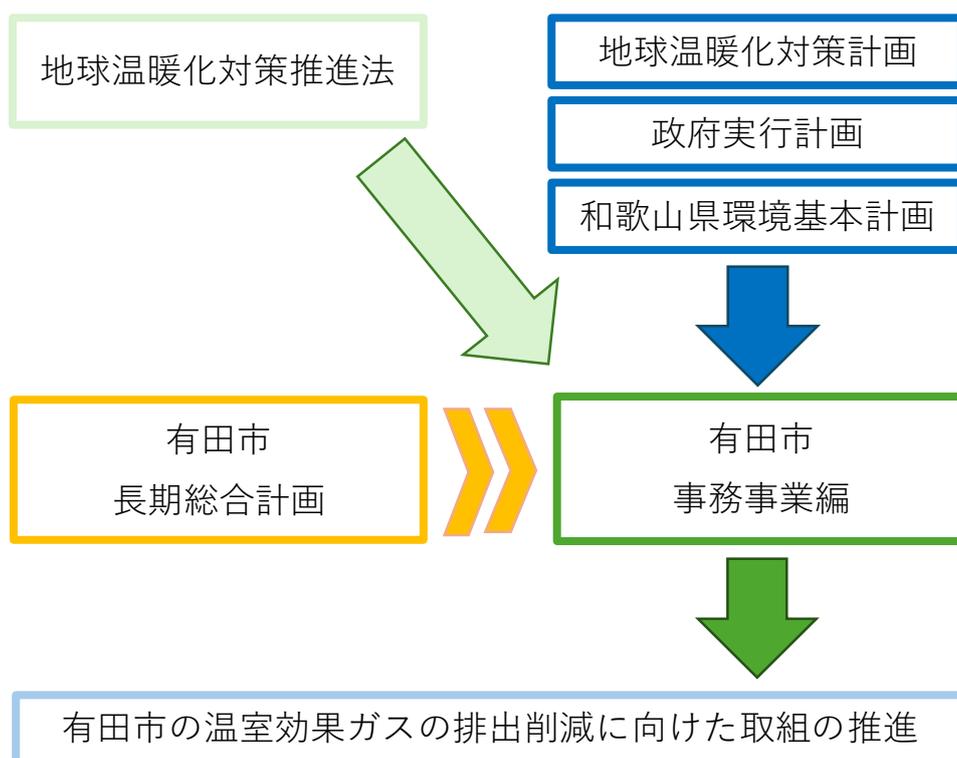


図 1 有田市事務事業編の位置付け

4. 温室効果ガスの排出状況

有田市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度（2019年度）において、4,952t-CO₂となっています。（内訳は、以下のとおり）

（単位：t-CO₂）

属性	電気	ガソリン	軽油	灯油	A重油	ガス（LPG）	計
行政	1,684	58	80	6	130	64	2,022
水道	1,229	3	1	1	0	0	1,234
教育	927	12	8	0	603	18	1,568
消防	90	24	12	0	0	2	128
計	3,930	97	101	7	733	84	4,952

表2 有田市の事務・事業に伴う属性別「温室効果ガス総排出量」

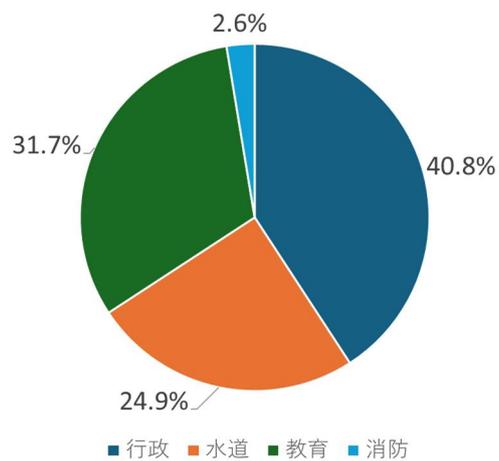


図2 分野別の「温室効果ガス総排出量の割合」(2019年度)

5. 温室効果ガスの排出削減目標

政府実行計画等を踏まえて、有田市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標を設定します。

目標年度（2030年度）に基準年度（2019年度）比で32%削減することを目標とします。

	(t-CO ₂)		
	基準年度（2019年度）	2023年度（実績）	目標年度（2030年度）
温室効果ガス総排出量	4,952.0	3,804.0	3,367.0
削減率	—	23%	32%

表3 温室効果ガスの総排出量の削減目標

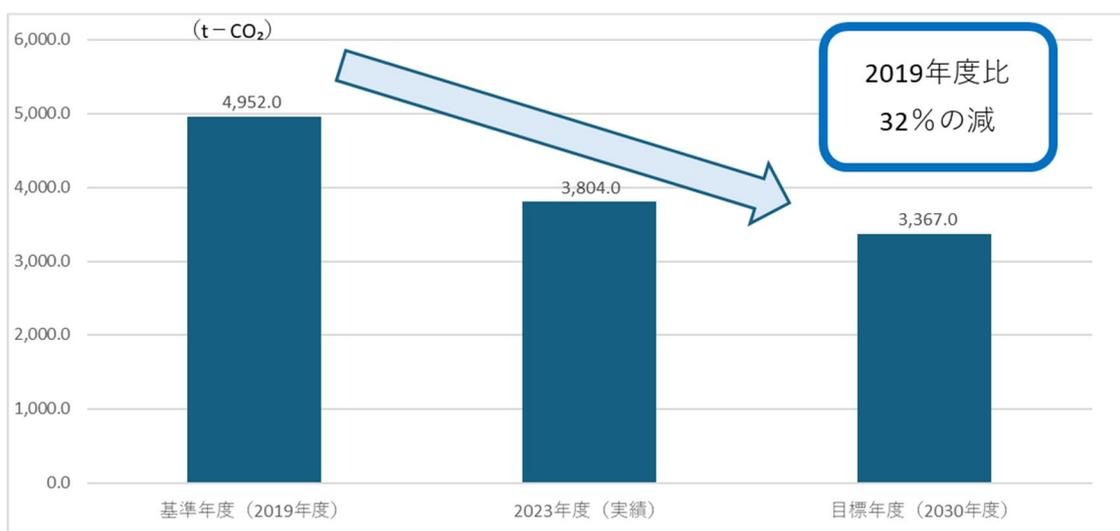


図3 温室効果ガスの削減目標

6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの主な排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、下表に示された取組が示されています。有田市においては、「太陽光発電の最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED照明の導入」を重点的な取組として位置付け、政府実行計画の目標値に準じて取り組み達成を目指します。

表 4 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに 新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 新規導入・更新 については 2022 年度以降 全て電動車 とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに 全て電動車 とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミーへの移行 を総合的に推進する。

① 施設整備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は、高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 自動販売機の照明は、消灯します。
- 各施設における空調設備、冷蔵、冷凍設備等の適切な管理を行い、冷媒等の漏えい防止に努めます。
- 照明の使用にあたっては、点灯時間の縮減等により節電を徹底します。特に昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯することとします。
- 照明器具の清掃や電球の適正な時期での交換を実施します。
- 維持管理にあたっては、各種制御システムの効率的、経済的運用を図ります。
- 建物内や室内は、適切な室温管理を行います。職員は、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行します。

② 施設整備等の更新

新たに施設整備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際は、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど、省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシの導入を推進します。
- 公用車（乗用車・貨物自動車）の更新時にあわせて電動車（電気自動車(EV)、燃料電池

自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV))の導入を推進します。

- 公共施設において省エネ・省CO₂を目指した施設改修を推進します。
- LED照明や高効率給湯器等の省エネルギー性能の高い設備の導入を図ります。
- 環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備を推進します。
- 今後予定する新築事業については、ZEB Ready（ゼブレディ）7相当となることを目指します。
- 施設改修の際はESCO事業の導入、国等によるCO₂改修支援事業等の導入を検討し事業の実施を目指します。
- 施設の統廃合を検討し、より環境に配慮した効率的な施設運用も検討します。
- 施設更新時には、環境負荷に配慮した設備に順次更新するように努めます。
- 設備・機器等の更新時期には、大規模な施設から、順次高効率空調機を導入します。その他設備・機器類についても、より効率の高い機器等の導入を進めます。
- 建築物の規模・用途に応じ、太陽光発電等、自然エネルギーの導入を検討します。
- 深夜電力の利用により、電力負荷平準化に資する蓄熱式空調システム等の導入を推進します。
- 各種制御システムの採用に努め、消費電力の低減を図ります。
- 施設等の新築及び改修時には、LED照明を設置します。また、既存の施設等においても計画的にLED照明への切り換えを行います。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

- 「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」に基づいて環境にやさしい物品や低公害車等を優先的に調達します。
- 電力の調達は、温室効果ガスの排出量が少ない調達を目指します。
- 用紙の節減に取り組みます。
- エネルギー消費効率の高い製品の優先的な導入を図ります。
- エコマーク、環境ラベル、国際エネルギースターロゴ等が付いた環境負荷低減に資する物品の調達推進に努めます。
- 重油、ガスを燃料としている設備の更新にあたっては、可能な限り、重油・ガスに比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料及び設備に更新します。
- やむをえず重油・ガス機器を導入する場合は、エネルギー消費効率の高い製品を導入します。

④ 再生可能エネルギーの導入

- 新築する庁舎等の建築物について、その敷地も含めて日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備の設置を検討します。その際は、PPA モデルの活用も検討します。
- 太陽光発電の有効活用及び災害時のレジリエンス強化のため蓄電池や燃料電池の導入を検討します。
- 市有施設の駐車場には、ソーラーカーポートの導入を検討します。

⑤ 職員の日常の取組

- 職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。
- 照明やOA機器の電源管理を徹底し、電気使用量を削減します。
- 空調は、運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には、公共交通機関を積極的に利用します、
- 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。また、通勤における「Smart Move」を推進します。（公共交通機関や自転車等の利用）
- 会議は、できる限りオンライン化に努め、移動に伴う温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- ごみの再資源化を図るため、分別を徹底します。
- コピー用紙の使用量削減を図るため、両面コピーや裏面未使用のコピー用紙の再利用に努めるとともに、業務に支障のない範囲で電子化（ペーパーレス化、電子メール利用など）に努めます。また、再生紙の利用に努めます。
- 効率よく仕事ができる職場づくりや効率的な働き方を推進することで、超過勤務の削減を図ります。

⑥ 職員のワークライフバランスの確保

- 温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。
- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークの推進やWeb会議システムの積極的な活用を進めます。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

有田市事務事業編を推進するために、副市長を委員長とする有田市地球温暖化防止実行計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。また、計画の着実な推進を図るため、実行計画推進委員（以下、「推進委員」）を配置し、事務局を生活環境課に設置します。

・有田市地球温暖化防止実行計画推進委員会

本計画を効率よく推進するため、委員会を設置します。

委員会は、委員長、推進管理者及び推進委員をもって組織します。

委員長は副市長、推進管理者は市民福祉部長が務めます。

・実行計画推進委員

各所属に推進委員を置き、本計画の推進のため所属職員に周知徹底を図るとともに、委員会が実施する調査に協力します。

・事務局

事務局は、委員会の庶務を行い、生活環境課に置きます。

事務局は、各所属の実行計画推進委員に対して調査依頼を行います。

事務局は、目標並びに修正案を作成し、委員会に提出します。

(2) 実施状況の点検及び公表

- ① 計画に沿った行動が継続的に行われているか、取組状況を定期的に把握します。
- ② 本計画の内容及び定期的な点検結果等については、ホームページ等で公表します。

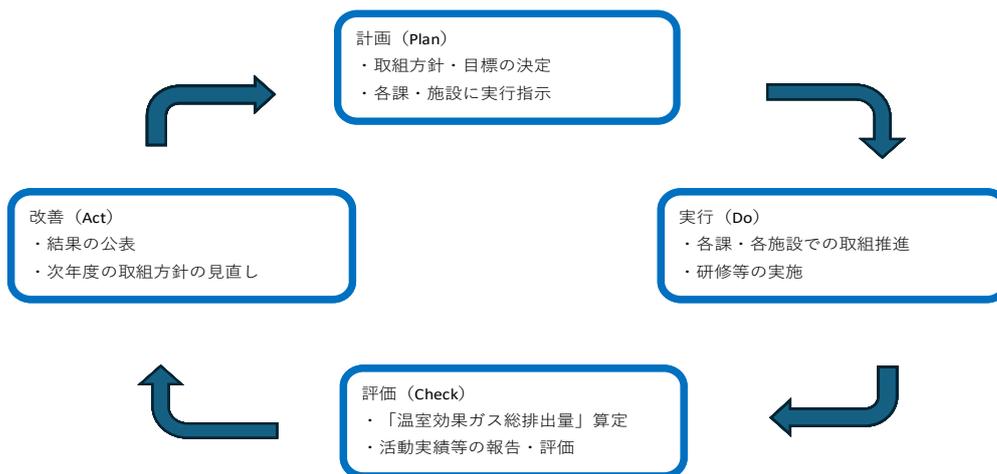


図 4

毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

有田市事務事業編の進捗状況は、ホームページ等で毎年公表します。

■参考資料

有田市地球温暖化防止実行計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化防止の推進を図るため、有田市地球温暖化防止実行計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、有田市地球温暖化防止実行計画の推進に関することを所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、推進管理者及び推進委員をもって組織する。

2 委員長は副市長をもって充て、推進管理者は市民福祉部長をもって充てる。

3 推進委員は、各所属より選任するものとする。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総括する。

2 推進管理者は、本計画を円滑に推進するとともに、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 推進委員は、本計画の推進が図られるよう所属職員に周知徹底を図るとともに、委員会が実施する調査に協力する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部生活環境課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年3月24日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

調査対象一覧表

所属	
経営管理部	経営企画課、防災安全課、秘書広報課、総務課、税務課
市民福祉部	市民課、生活環境課、こども課、福祉課、保険年金課、健康推進課、高齢介護課、総合行政委員会事務局
経済建設部	ふるさと創生室、産業振興課、有田みかん課、建設課、都市整備課
出納室	
議会事務局	
教育委員会	教育総務課、生涯学習課
水道事務所	
消防本部	消防総務課、予防課、警防課
職員組合	

実行計画推進委員会

委員長	副市長	
推進管理者	市民福祉部長	
推進委員	経営企画課	
推進委員	防災安全課	
推進委員	秘書広報課	
推進委員	総務課	
推進委員	税務課	
推進委員	市民課	
推進委員	生活環境課	
推進委員	こども課	
推進委員	福祉課	
推進委員	保険年金課	
推進委員	健康推進課	
推進委員	高齢介護課	
推進委員	総合行政委員会事務局	
推進委員	ふるさと創生室	
推進委員	産業振興課	
推進委員	有田みかん課	
推進委員	建設課	
推進委員	都市整備課	
推進委員	出納室	
推進委員	議会事務局	
推進委員	教育総務課	
推進委員	生涯学習課	
推進委員	水道事務所	
推進委員	消防本部	
推進委員	職員組合	

用語集

あ行	
IPCC（気候変動に関する政府間パネル）	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により 1988 年に設立された政府間組織です。IPCC の目的は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることです。
エコドライブ	ゆるやかな発進や一定速度での走行等、車の燃料消費量や二酸化炭素（CO ₂ ）排出量を減らすための環境に配慮した運転方法のことです。
エコマーク	資源の再利用による商品や環境保全型の商品につける環境ラベルの一種です。環境省の指導のもとに財団法人日本環境協会が認定します。
エネルギー消費効率	エネルギー消費効率は成績係数とも呼ばれ、特に冷暖房器具の省エネ性能を表す際によく使われています。電力 1 kw を使ってどれだけの効果を得られるかという指標です。現在、一般にも普及していて、機器やカタログに記載されている場合もあります。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素（CO ₂ ）やメタン（CH ₄ ）などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC のうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボン（PFC）のうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）、三ふっ化窒素（NF ₃ ）の 7 種類としています。

か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。
環境ラベル	商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるしのことです。製品や包装などについており、環境負荷低減に資する物やサービスを買いたいときに、とても参考になるマークです。
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に価格・品質等だけでなく、

	環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することです。
国際エネルギースター ロゴ	パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ、オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられる環境ラベルの一種です。
C O P 21 (国連気候 変動枠組条約第 21 回 締約国会議)	COP21 とはパリ会議とも呼ばれています。COP は気候変動枠組条約締約国会議であり、COP21 は 21 回目の COP にあたります。

さ行	
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマス、地熱等、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないエネルギーのことです。
Z E B	Net Zero Energy Building (ネット ゼロ エネルギー ビル) の略称で「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

た行	
脱炭素社会	化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のことです。

な行	
燃料電池	「水素」と「酸素」を化学反応させて、直接「電気」を発電する装置です。「電池」という名前はついていますが、蓄電池のように充電した電気を溜めておくものではありません。燃料電池の燃料となる「水素」は天然ガスやメタノールを改質して作るのが一般的です。

は行	
バイオマスエネルギー	バイオマスとは、動植物に由来する有機性資源をいい、バイオマスを原料として得られるエネルギーをバイオマスエネルギーといいます。直接燃焼したりガス化することにより得られた熱をそのまま利用したり、発電に利用するほ

	か、家畜糞尿などの有機物をメタン発酵させてガスを取り出し、そのガスを燃焼させて熱利用をします。
ハイブリッド	種や品種の異なる動植物の雑種、異質のものを組み合わせた混合物のこと。一般的に耳にするのは、「ハイブリッドカー」で、ガソリンで動くエンジンと電気で動くモーターを備えているのが特徴です。
ヒートポンプ	少ない投入エネルギーで、空気中などから熱をかき集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術のことです。身の回りにあるエアコンや冷蔵庫等にも利用されている省エネ技術です。
プラグインハイブリッド自動車	外部電源からの充電が可能なハイブリッド車のことです。

有田市地球温暖化防止実行計画

(有田市の事務事業に係る温室効果ガスの抑制に関する計画)

発行年月日 令和6年12月

発行 有田市

編集 市民福祉部 生活環境課

〒649-0392 有田市箕島50番地 電話83-1111